茨城県知事	殿		熱回	収施	設設置者認定申請書	年	月	日
申請者 住所 氏名 「法人にあっては、主たる事務所の所在地」 並びに名称及び代表者の氏名 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施 設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。								
熱回収施	設の設	置の	場	所				
※ 認 定	の を	F 月		日	年 月	F	1	
※ 認	定	番		号				
熱回収に必 要な設備に 関する事項	設備の種類の能力	頁及びそ	の設	備				
	△設備の位置,構造等の設 置に関する計画							
	△設備の約 る計画		に関	 す				
熱回収の内容に関する 計画	熱回収施記 する一般廃			分				
	熱 回 4	又 の	方	法				
	年間の	熱 回	収	率	%			
許 可及 び	の 許 可	月番		日号	年 月 日 第	ĵ	号	
※事務処理欄								

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、 熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその 記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙 を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
- (1) 設備の位置,構造等の設置に関する計画については,熱回収に必要な設備の位置及び構造,熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
- (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項 第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記載すること。